

健生食輸発0604第1号  
令和6年6月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(韓国産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン並びに養殖ひらめのベンジルペニシリン、ベトナム産ツボクサのトルフェンピラド、中国産赤とうがらしのプロピコナゾール並びにホンジュラス産メロンのアゾキシストロビン及びジフェノコナゾール)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年5月31日付け健生食輸発0531第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、韓国産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン並びにベトナム産ツボクサのトルフェンピラドについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとし、韓国産養殖ひらめのベンジルペニシリン、中国産赤とうがらしのプロピコナゾール並びにホンジュラス産メロンのアゾキシストロビン及びジフェノコナゾールについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。